

営業時間の弾力化に関する 銀行法施行規則等の改正

地域や顧客のニーズをふまえて、 営業時間の延長や短縮が可能に

去る9月23日、これまで原則として午前9時から午後3時までとされていた銀行等の営業時間を弾力的に設定できることとする改正銀行法施行規則等が施行された。本稿では、この改正の経緯や内容等について解説したい（本稿における意見などは執筆者の個人的見解であり、必ずしも金融庁の公式見解を表わすものではない）。

金融庁
総務企画局企画課信用制度参事官室
信用法制企画調整官

森 陽介

規制緩和要望を受け ヒアリングを実施

(1)改正の背景

銀行法施行規則では、銀行の営業時間については午前9時から午後3時までと規定されている。営業時間の延長は自由だが、短縮する場合は①営業所の所在

地または設置場所の特殊事情等によりこの規定と異なる営業時間とする必要がある場合、②顧客利便を著しく損なわない場合、③当座預金業務を営んでいない場合——の3要件すべてを満たす必要があった。

今般、地方銀行協会から、「人口減少が進む過疎地や中山間地において、営業店の存続を図るために、営業時間を弾力化

したいとのニーズが強いため、営業時間変更の要件から『当該営業所が当座預金業務を営んでいない場合』を削除してほしい」という規制緩和要望を受け、たことが契機となり、改正に至ったものである。

なお、本件改正では、銀行代理業者をはじめ協同組織金融機関である信用金庫、信用協同組合、労働金庫（各連合会を含む）

む）および各代理業者の業務取扱時間についても同様に弾力化を行っている。

(2)改正内容

これまでは、手形・小切手の決済等に影響を与えないようにするとの考えから、営業時間短縮の要件に「当座預金業務を営んでいない場合」を掲げていたが、関係団体等にヒアリングを行ったところ、手形・小切手の

営業時間弾力化に関する法令改正

決済等については、営業所が営業している時間があれば決済への影響は限定的であるとのことであった。

具体的には、当座預金業務を行っている営業所であれば、手形・小切手の処理を円滑に行うことが重要であり、事実上、顧客利便を損なうような運営はなされないと考えられる。このため、営業時間を弾力的に設定できるとしても手形・小切手の決済等に大きな影響を与えるような運営はされないと判断したものである。ここで注意してほしいのは、午前9時から午後3時までという規定は廃止していないため、営業時間の変更（延長や短縮）という考え方で本件改正を整理しているということである。

(3) 営業時間延長や休日営業の規定の違い

営業時間の延長は届出なしで行うことができる。一方で、短縮しようとする場合は事前の届

出が必要であり、また、店頭に①変更後の営業時間、②実施期間を設定して営業時間を短縮する場合はその期間、③最寄りの営業所の名称、所在地および電話番号その他の連絡先を常に提示しなければならない。なお、③の最寄りの営業所とは、たんに地図上でいちばん距離が近い営業所をさすのではなく、顧客利便を考慮したうえで適していると考えられる営業所であればよい。たとえば、多少離れていても、公共交通機関等を使えば短時間で移動できる営業所や、人員配置や機能の面から顧客の利便性の確保に最適と考えられる営業所に誘導できるように揭示すべきと考えている。

なお、この店頭揭示は、すでに営業時間を短縮している営業所にも義務付けられている。

また、本件改正とは別に休日の規定がある。銀行の休日は土曜、日曜、国民の祝日等であるが、この日に営業してはならな

いという規定はないため、従来から休日営業は可能となつている。また、平日に臨時休業しようとする場合は、①内国為替取引の運営に支障を及ぼすおそれがないこと、②顧客の利便を著しく損なわないこと、③当座預金業務を営んでいないこと、という規定が適用される。このように営業時間の弾力化と休日、臨時休業の規定は異なつていることに留意願いたい。

パブリックコメントで寄せられた意見

本件改正にあたって募集したパブリックコメントでは、

①営業所運営の効率化等の事情がある場合についても、顧客利便を著しく損なわない限りにおいては、営業時間を変更できるとの理解でよいか。

②曜日ごとに異なる営業時間にすることも認められるとの理解

でよいか。

といった趣旨の質問が寄せられた。これらの質問に対しては、いずれの変更も認められるとしたうえで、「営業時間の変更を実施する場合は、当該営業所における顧客動向等を十分に把握し、顧客利便を著しく損なうことがないことを十分に確認した上で、営業時間の変更を行う必要があると考えている」と当局の考え方を示している。また、

③営業所における店頭揭示の取扱いについて、

- ・最寄りの営業所も営業時間を変更する場合の取扱い
- ・最寄りの営業所が無人の営業所である場合の取扱い
- ・母店となる営業所がある場合における最寄りの出張所の取扱い

に関する質問も寄せられた。実務上は前記以外にもさまざまな状況が考えられるため、断定的な回答ではなく、本件改正の基本的な考え方として、「銀

行が営業時間を変更する場合には、顧客利便の観点から最寄りの営業所の名称等の店頭掲示が必要」との当庁の考え方を示している。各金融機関におかれては、前記①～③の趣旨については、前記①～③の趣旨については理解のうえ、顧客利便につながる対応を図っていただきたい。

また、パブリックコメントにおいては、利用者の立場から土日や平日夜間の営業を希望する意見も寄せられている。先述のように、営業時間の延長や休日営業は従前から可能となっており、効率性の観点のみではなく、顧客のニーズを把握して営業所の運営を行っていたきたいと考えている。

本件改正により、たとえば、少人数の営業所なら昼食のため1時間ほど窓口を閉めたり、インスタア・ブランチにおいて当座預金業務を行うことができるとなる。その他、当座預金を扱わない営業所で最寄りの営業所と連携できるのであれば、

平日は承認を得たうえで休業とし、代わりに土曜と日曜に営業を行う営業所の開設（極端な例であり、そのような営業所に効率性があるとはいえないが）や、当座預金を扱う場合においても、最寄りの営業所と連携することにより、平日の業務開始時間を遅らせ夜間まで営業を行うといった営業所の開設も可能と考えている。

以上のように、営業時間については、地域や顧客のさまざまなニーズに応じた運営や、顧客の利便性を著しく損なわない範囲での効率的な運営が可能となったので、営業所戦略の再考の際の参考にしていただきたい。

もり ようすけ

88年大阪国税局入局。98年金融監督庁検査部に異動後、金融庁監督局、総務企画局、東海財務局理財部、金融庁検査局等を経て16年7月から現職。